

SOS ニュース

ご存知ですか「死後離婚」(婚姻関係終了届)について

先般、読売新聞に「死後離婚急増」という記事が掲載されました。この記事を読んで死んだ人とどうやって離婚するのと思った人も多いのではありませんか。「死後離婚」という法律上の制度はありませんが民法には

民法728条(離婚等による姻族関係の終了)

- 1、 姻族関係は、離婚によって終了する。
- 2、 夫婦の一方が死亡した場合において生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときは前項と同様とする。

とあります。

民法728条2項を援用して姻族関係を終了させることを一般的には「死後離婚」と云っています。

*姻族とは婚姻によって親族になった者どうし、夫から見て妻の父母、兄弟等民法では三親等内の姻族は親族とする(大辞泉)

平たく言えば、亡くなった配偶者の親戚と親戚関係を断つ(籍を抜く)ということです。通常離婚は夫婦の生存が前提でそれには夫婦の合意やそれに代わる審判、判決等が条件となりますが、「死後離婚」は相手が死亡しているわけですから、生存配偶者の一方的意思表示で成立します。手続きとしては戸籍法に基づく届を市町村役場に出せば足り誰の同意も必要ありません。この届が「姻族関係終了届」です。似たような届に「死後離縁」(死後の養子縁組の解消)がありますが別の機会に譲ります。また、この届を提出しても相続人としての地位、年金受給権等何ら影響はありません。また旧姓に戻りたければ「復氏届」を提出することにより旧姓に戻ることも可能です。

では、なぜ近年「死後離婚」が急増しているのでしょうか。それには家族制度や夫婦の在り方が大きく変革していることが背景にあると思います。よく耳にする例では①夫の死後まで姑や夫の親族との付き合いはイヤ②姑の介護はゴメン③夫以外の親戚が入るお墓に葬られるのはイヤ(たまには夫と同じお墓に入るのもイヤ)等があります。

まだまだ世の中には「嫁は家に嫁ぎ、家を守り舅、姑に仕えるのが嫁の努め」と云う考え方が色濃く残っております。配偶者との死別後は一人の自立した人間として生きたい。そのため法律的にもけじめをつけておきたいと云うのが「死後離婚」の急増の実態ではないでしょうか。女性からの申し出が圧倒的に多いと云うのもうなずけます。

平成29年3月3日

暮らし部会 本橋 克典

* 無断転写禁止